○経済産業省告示第百四十一号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、南米共同市場構造格差是正基金の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十二年六月一日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　南米共同市場構造格差是正基金

二　FOCEM

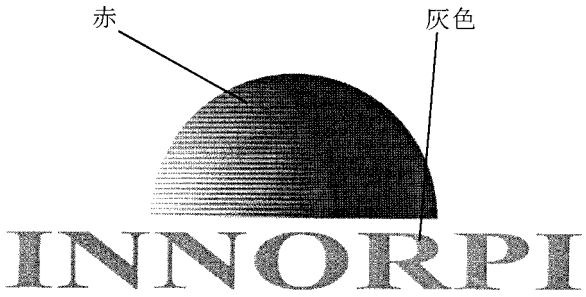
○経済産業省告示第百四十二号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、チュニジア共和国が用いる監督用及び証明用の記号又は印章を次のように指定したので、告示する。

平成二十二年六月一日

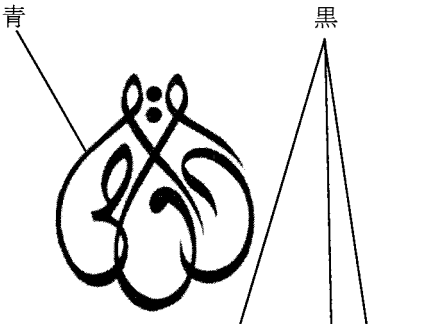
経済産業大臣　直嶋　正行

一



商品及び役務の標準化、認定分野及び工業所有権分野における国立標準化工業所有権研究所（ＩＮＮＯＲＰＩ）により提供される役務

二



チュニジアの手工芸品製品の振興、発展及び管理分野における国立手工芸品機関（ＯＮＡ）により提供される役務

官庁報告

公聴会

第476回電波監理審議会の意見の聴取について

電波法（昭和25年法律第131号）第99条の12第１項及び第２項の規定により意見の聴取を行うこととなったので、同条第３項の規定に基づき公告します。

平成22年６月１日

電波監理審議会　主任審理官　伊丹　俊八

1　事案の表示

電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画（平成20年総務省告示第714号）の一部変更案

2　期日　平成22年６月23日（水）午後２時から

3　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）会議室

4　主宰する審理官　主任審理官　伊丹　俊八

5　事案の要旨

(1)　電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア　改正の内容

1,895.616MHz以上1,902.528MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルコードレス電話の無線局について、免許を要しない無線局とすること。（第６条関係）

イ　施行期日等

一　公布の日から施行すること。

二　所要の経過措置を設けること。